

令和7年12月16日

三重県知事 一見勝之様

三重県特別職報酬等審議会
会長 小倉敏秀

知事及び副知事の給料の額並びに県議会議長、副議長及び議員の
議員報酬の額に関する答申

令和7年11月21日付け総務第04-213号により貴職から諮問があつた特別職の報酬等の額について、次のとおり答申します。

記

1 特別職の報酬等

特別職の報酬等の月額は、次のとおり改定することが適当である。

知 事	1,334,000円	(現行 1,300,000円)
副知事	1,052,000円	(現行 1,025,000円)
議 長	1,063,000円	(現行 1,036,000円)
副議長	938,000円	(現行 914,000円)
議 員	865,000円	(現行 843,000円)

2 実施時期

令和8年4月1日から改定することが適当である。

3 考え方

当審議会は、令和7年11月21日、特別職の報酬等の額について諮問を受けて以降、慎重に審議を重ねてきた。

今回の審議に当たっては、全国からみた三重県の位置づけや国（内閣総理大臣・国務大臣等の特別職・指定職）の給与水準、社会経済情勢、一般職の職員の給与改定の状況、県議会議員の活動状況等を考慮しながら、さまざまな視点から検討を行った。

（1）全国からみた三重県の位置づけ等

人口、県内総生産、一人あたり県民所得、財政力指数、地域別最低賃金といった主要な県勢指標について確認したところ、人口及び県内総生産については全国のほぼ中位であり、一人あたり県民所得、財政力指数及び地域別最低賃金については全国中位よりやや上位にある状況であった。

特別職の報酬等については、いずれも全国中位からやや上位の間に位置しており、主要な県勢指標の状況と概ね一致している。

また、知事の給料と内閣総理大臣・国務大臣等の国の特別職や事務次官等の指定職の給与を比較すると、大臣政務官の給与（俸給月額及び地域手当）を下回り、指定職である外局の長官等（指定職6号俸）の給与（俸給月額及び地域手当）と概ね一致している状況である。

なお、本検討では、三重県の位置づけだけでなく、成果をふまえた報酬等のあり方の検討が必要との意見や、県内の経済力は地域によって差があるとの意見、令和5年度においては、県の経常収支比率は93.4%、公債費負担比率は19.6%と全国値と比較して高い点に留意が必要との意見があった。

（2）社会経済情勢

社会経済情勢の変化として、近年の著しい物価高騰が挙げられる。令和2年を100とした各年の全国の消費者物価指数（総務省公表）については、令和6年が108.5に対し、令和7年9月が112.0と引き続き物価が高騰している。民間企業においては、賃金は引上げ傾向にあるものの、物価上昇が賃上げペースを上回る状況が続いている。厚生労働省の発表した令和7年10月の実質賃金（速報値）は、10か月連続のマイナスとなっている。

なお、社会全体として賃金や物価が上がる中、賃金が上がらず苦しむ県民もいることから、引上げには合理的な説明を要するとの意見があった。

（3）一般職の給与改定の状況

令和7年人事委員会勧告においては、公民較差の額が約40年ぶりの水準であったことをふまえ、3年連続の給料表の引上げ改定が勧告されたところである。改定率については、一般職全体で約3.0%の引上げ、部長級職員で約2.6%の引上げである。

（4）県議会議員の活動状況等

審議会においては、議会事務局から県議会における議会改革の取組や活動状況等について聴き取りを行ったうえで、審議を行った。

県議会では通年議会を導入することで、会期日数、条例に基づき設置した会議数等については、他の都道府県議会と比べて積極的な活動状況にあることが認められる。

（5）結論

以上のような状況を総合的に勘案し、特別職の報酬等の額がその職責に応じたものであるかを判断する必要がある。

昨年度の答申以降も、民間賃金の上昇傾向は続き、令和7年人事委員会勧告にて一般職である部長級職員の給料の額の引上げが勧告された。さらに、民間賃金は上昇しているものの、近年の著しい物価高騰には追いついていないことから、官民一体となって更なる賃上げが進められている。

国の特別職・指定職について、同様に引上げ傾向にあるとともに、他の都道府県においても特別職の報酬等の改定の動きが確認されている。

また、現行の特別職の報酬等の額は、全国中位からやや上位の間に位置しているところ、引上げ改定を行ったとしても、主要な県勢指標の状況との均衡を失するものではない。

こうしたことから、昨年度に引き続き特別職の報酬等を引き上げる必要があると判断した。

なお、内閣総理大臣等一部の特別職や国会議員においては、特例的に給与を減額する措置が実施又は検討されているが、減額前の額が本来の職責に応じた額であり、特例的な減額は当審議会において議論すべきものではないと考える。

①知事及び副知事の給料の額

知事及び副知事は職員を指揮監督する常勤職員であることから、これまでも一般職の給与改定の状況を重視した改定を行ってきたところであり、今年度も一般職である部長級職員の給与の改定率を用いて引上げ改定を行うことが合理的と判断した。現行の給料の額に当該改定率2.63%を乗じた額を目安に引き上げ、知事の給料月額を1,334,000円（34,000円の引上げ）とし、副知事の給料月額を1,052,000円（27,000円の引上げ）とすることが適当である。

②県議会議長、副議長及び議員の議員報酬の額

県議会が知事とともに二元代表制の両輪として県政を担っていることから、知事の給料の額とのバランスを考慮し、知事と同様に、一般職である部長級職員の給与の改定率を用いて引上げ改定を行うものとする。県議会議長の報酬月額を1,063,000円（27,000円の引上げ）とし、副議長の報酬月額を938,000円（24,000円の引上げ）とし、議員の報酬月額を865,000円（22,000円の引上げ）とすることが適当である。

4 附帯意見

開催基準については、令和6年度の特別職報酬等審議会答申に基づき、4年に1回開催することを基本としつつ、一般職の給与改定の状況、具体的には前回の報酬等の改定後の一般職である部長級職員の給与の累積改定率が1.5%を超えた場合においても審議会を開催することとしている。

しかし、物価上昇を上回る賃上げの普及・定着をめざす現下の社会情勢においては、職員の給与改定が一定見込まれることから、審議会を効率的に運営するとともに、より深く審議を行うため、当分の間、毎年開催することを検討すべきである。

三重県特別職報酬等審議会

会長 小倉 敏秀

会長代理 番条 喜芳

委員 秋山 則子

委員 薄井 美弥

委員 大畠 智史

委員 木村 夏美

委員 須川 忠輝

委員 尾藤 さおり

委員 森下 巧麻

委員 山田 梨津子